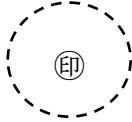


御祝金申請書（結婚・はたち・出生）

郵便番号
住 所
事業所名
代表者名
T E L



本請求書ならびに添付書類に記載された者全員は、下記に記載の「個人情報の取り扱い」について同意しております。

個人情報の取り扱いについて

当会議所は、祝金の請求に伴って、本請求書ならびに添付書類（免許証等）に記載された個人情報を、当制度の事務手続きのために利用します。

- ※記入例をご確認のうえ太枠内をご記入ください。
- ※記入漏れまたは記載内容に不備がある場合は、差し戻しさせていただくことがあります。
- ※必ず太枠内のすべての項目をご記入ください。

記入日	年 月 日 ※西暦で記入してください		
フリガナ			
被保険者名	※御祝金の申請には、証明書類の添付が必要です。 必要書類の詳細につきましては、裏面の「添付書類」欄を参照ください。		
生年月日	年 月 日	※申請の有効期限は発生日を含め 1 年以内とします。	
該当事項	結婚・はたち・出生 (結婚祝金を申請される方は★へ)	発生日	年 月 日
↓↓↓ ※掛け金振替口座と同一の口座をご記入ください。↓↓↓			
送金口座	金融機関		支店名
	銀行 信金	コード	コード
フリガナ			区分 1. 普通 2. 当座
口座名義			口座番号 (右づめで記入)
※受取は掛け金の引き落とし口座となります			

★結婚祝金を申請される方

※改姓に伴う氏名変更の手続きにつきましては下記へご連絡のうえ、
お手続きをお願い致します。

大同生命コールセンター

0120-789-501（通話料無料）

受付時間 9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

取扱生保名	生命	普及員名	
-------	----	------	--



【会議所記入欄】					
事業所 No.					
被保険者 No.					
加入年月日	年	月	日		
加入口数					口
祝金 給付履歴 確認欄					
	□別紙参照 □なし				
給付金額		万	千	百	十
					円

部長	課長	課長代理	担当職員
浜 松	商 工 会	議 所 使	用 欄

浜松商工会議所プラタナス共済制度

【記入例】祝金の申請方法

問合せ先：会員サービス課 TEL:053-4521117

※郵送先※ 〒432-8501 浜松市中央区東伊場 2-7-1 浜松商工会議所 会員サービス課 共済担当 宛

浜松商工会議所プラタナス（団体保険）共済制度

御祝金申請書（結婚・はたち・出生）

郵便番号 432-8501
住 所 浜松市中央区東伊場 2-7-1
事業所名 浜松商工株式会社
代表者名 浜松 一郎
T E L 053-432-1117



！注意！

必ず太枠内のすべての項目をご記入ください。
不備のある場合は、
差し戻しをさせていただくことがあります。

個人事業所の場合は事業主印を、
法人事業所の場合は、代表者印を押印ください

記入日	2025年 4月 30日 ※西暦で記入してください		
フリガナ	ハマツ イチロウ		
被保険者名	浜松 一郎		
生年月日	1996年 5月 14日		
該当事項	結婚 はたち・出生 (結婚祝金を請求される方は☆)	発生日	2025年 4月 1日
↓↓↓※掛け金振替口座と同一の口座をご記入ください↓↓↓			
送金口座	金融機関		支店名
	銀行 商工 信金	コード 1 1 1 1	浜松支店 コード 1 1 1
フリガナ	ハマツショウコウ(カ) ダイヒョウトリシマリヤク ハマツイチロウ		区分 1. 普通 2. 当座
口座名義	浜松商工株式会社 代表取締役 浜松一郎		口座番号 (右づめで記入) 0 0 0 0 0 0 0
※受取は掛け金の引き落とし口座となります			

【証明書として必要な添付書類】

※御祝金申請書のほかに以下の書類を添付してください。

添付書類

結 婚 の 場 合	婚姻届受理証明書又はコピー（戸籍謄本又は抄本のコピー可） ※氏名変更（改姓）される場合は、大同生命コールセンターへご連絡ください。
はたちの場合	添付書類は必要ありません。※不備等確認のために別途提出をお願いする場合がございます。
出 生 の 場 合	母子健康手帳（出生届出済証明掲載頁）・出生届受理証明書・出生届出後の同居家族全員の住民票、あるいは戸籍謄本（コピー可）のいずれか

注意事項

- ① 結婚・はたち・出生の祝金は、加入一口につき一律 2,000 円が支給されます。
- ② 新規加入・増口された方については、加入・増口後、6ヶ月経過しないと申請できません。
(例) 2025年7月1日にプラタナス共済に加入し、2025年7月15日に結婚した場合、2026年1月1日以降でないと申請できません。
- ③ 申請の有効期限は発生日を含め、1年以内とします。
- ④ 結 婚 の場合の支払事由発生日は、婚姻日とします。
- ⑤ はたちの場合の支払事由発生日は、満20歳を迎えた日とします。
- ⑥ 出 生 の場合の支払事由発生日は、お子様が誕生した日とします。
- ⑦ 申請にあたり不備又は誤りがあるときは、支給金の停止、又は返却をお願いする場合があります。